

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 適用等 1・2 (略)</p> <p>第3 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法 1 基本原則 (1) (略) (2) 特定汚染土壌等取扱業務を実施する際には、特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者（以下「特定汚染土壌等取扱業務従事者」という。）の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努めること。 ア (略) イ (2)については、ICRPで定める正当化の原則から、一定以上の被ばくが見込まれる作業については、被ばくによるデメリットを上回る公益性や必要性が求められることに基づき、特定汚染土壌等取扱業務従事者の被ばく低減を優先して、作業を実施する前にあらかじめ、除染等の措置を実施するよう努力する必要があること。 ウ (略) エ 営農等の事業を行う事業者は、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率（2.5μSv/h以下）のもとで作業に就かせることが求められること。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 適用等 1・2 (略)</p> <p>第3 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法 1 基本原則 (1) (略) (2) 特定汚染土壌等取扱業務を実施する際には、特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者（以下「特定汚染土壌等取扱業務従事者」という。）の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努めること。 ア (略) イ (2)については、ICRPで定める正当化の原則（以下「<u>正当化原則</u>」という。）から、一定以上の被ばくが見込まれる作業については、被ばくによるデメリットを上回る公益性や必要性が求められることに基づき、特定汚染土壌等取扱業務従事者の被ばく低減を優先して、作業を実施する前にあらかじめ、除染等の措置を実施するよう努力する必要があること。 ウ (略) エ <u>正当化原則に照らし、営農等の事業を行う事業者は、労働時間が長いことに伴って被ばく線量が高くなる傾向があること、必ずしも緊急性が高いとはいえないことも踏まえ、</u>あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率（2.5μSv/h以下）のもとで作業に就かせることが求められること。</p>

2～4 (略)

第4 被ばく低減のための措置

1～5 (略)

第5 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置

1 粉じんの発散の抑制

除染等事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）において、第3の2の(4)の表のうち、高濃度汚染土壌等を扱わず、かつ、高濃度粉じん作業でない場合を除き、あらかじめ、除去する土壌等を湿潤な状態とする等、粉じんの発生を抑制する措置を講ずること。

なお、湿潤にするためには、汚染水の発生を抑制するため、ホース等による散水ではなく、噴霧（霧状の水による湿潤）とすること。

2～4 (略)

5 身体・内部汚染の防止

(1) (略)

(2) 除染等事業者は、汚染限度を超えて汚染されるおそれのある除染等作業を行うときは、次に掲げる作業の区分及び取り扱う汚染土壌等の濃度の区分に応じて、次の事項に留意の上、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する除染等業務従事者に使用させること。除染等業務従事者は、これら保護具を使用すること。

ア～ウ (略)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉)	長袖の衣服の上に全身化学防護服(例:密閉型カパーオール)、ゴム手袋(綿手袋と二重)、ゴム長靴	長袖の衣服、綿手袋、ゴム長靴

2～4 (略)

第4 被ばく低減のための措置

1～5 (略)

第5 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置

1 粉じんの発散の抑制

除染等事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）において、土壌のはぎ取り等第3の2の(4)の表のうち、高濃度汚染土壌等を扱わず、かつ、高濃度粉じん作業でない場合を除き、あらかじめ、除去する土壌等を湿潤な状態とする等、粉じんの発生を抑制する措置を講ずること。

なお、湿潤にするためには、汚染水の発生を抑制するため、ホース等による散水ではなく、噴霧（霧状の水による湿潤）とすること。

2～4 (略)

5 身体・内部汚染の防止

(1) (略)

(2) 除染等事業者は、汚染限度を超えて汚染されるおそれのある除染等作業を行うときは、次に掲げる作業の区分及び取り扱う汚染土壌等の濃度の区分に応じて、次の事項に留意の上、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する除染等業務従事者に使用させること。除染等業務従事者は、これら保護具を使用すること。

ア～ウ (略)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉)	長袖の衣服の上に全身化学防護服(例:密閉型タイベックスーヅ)、ゴム手袋(綿手袋と二重)、ゴ	長袖の衣服、綿手袋、ゴム長靴

じん作業)			じん作業)	ム長靴	
高濃度粉じん作業以外の作業	長袖の衣服、ゴム手袋(綿手袋と二重)、ゴム長靴	長袖の衣服、綿手袋、ゴム長靴	高濃度粉じん作業以外の作業	長袖の衣服、ゴム手袋(綿手袋と二重)、ゴム長靴	長袖の衣服、綿手袋、ゴム長靴
(3)・(4) (略)			(3)・(4) (略)		
第6 労働者に対する教育 1~3 (略)			第6 労働者に対する教育 1~3 (略)		
第7 健康管理のための措置 1 (略) 2 一般健康診断			第7 健康管理のための措置 1 (略) 2 一般健康診断		
<p>(1) 除染等事業者(派遣労働者に対する一般健康診断にあつては、派遣元事業者。以下同じ。)は、除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務については、作業場所の平均空間線量率が$2.5\mu\text{Sv/h}$を超える場合に限る。)に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ時又は当該業務に配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行うこと。<u>ただし、エの項目については、1年以内ごとに1回、定期的に、行えば足りること。</u></p> <p>ア 既往歴及び業務歴の調査 イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ウ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 エ 胸部エックス線検査及び喀痰検査 オ 血圧の測定 カ 貧血検査 キ 肝機能検査 ク 血中脂質検査 ケ 血糖検査 コ 尿検査 サ 心電図検査</p> <p>(2) 除染等事業者は、(1)以外の特定汚染土壌等取扱業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に、(1)のアからサまでの項目<u>(雇入れ時については、エの項目は胸部エックス線</u></p>			<p>(1) 除染等事業者(派遣労働者に対する一般健康診断にあつては、派遣元事業者。以下同じ。)は、除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務については、作業場所の平均空間線量率が$2.5\mu\text{Sv/h}$を超える場合に限る。)に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ時又は当該業務に配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行うこと。</p> <p>ア 既往歴及び業務歴の調査 イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ウ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 エ 胸部エックス線検査及び喀痰検査 オ 血圧の測定 カ 貧血検査 キ 肝機能検査 ク 血中脂質検査 ケ 血糖検査 コ 尿検査 サ 心電図検査</p> <p>(2) 除染等事業者は、(1)以外の特定汚染土壌等取扱業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時又は当該業務に配置換えの際及びその後1年以内ごとに1回、定期的に、(1)のアからサまでの項目について医師による健</p>		

検査を行えば足りる。)について医師による健康診断を行うこと。

(3) (1)の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断においてカからケまで及びサに掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないとき、当該項目の全部又は一部を省略することができること。

(4) (1)の健康診断(雇入れ時のものを除く。)は、(1)のウ、エ、カからケまで及びサに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要ないとき省略することができること。

(5) (1)の健康診断に係る(1)のウの聴力検査(定期の健康診断におけるものに限る。)は、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、医師が適当と認める聴力(1,000Hz又は4,000Hzの音に係る聴力を除く。)の検査をもって代えることができること。

(6) (2)の健康診断(定期のものに限る。)は、(1)のウ、エ、カからケまで及びサに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要ないとき省略することができること。

(7) (2)の健康診断に係る(1)のウの聴力検査(定期の健康診断におけるものに限る。)は、45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、医師が適当と認める聴力(1,000Hz又は4,000Hzの音に係る聴力を除く。)の検査をもって代えることができること。

(8) (略)

第8 安全衛生管理体制等

1~4 (略)

別紙1 除染特別地域等の一覧

健康診断を行うこと。

(3) (1)又は(2)の健康診断(定期のものに限る)は、前回の健康診断においてカからケまで及びサに掲げる項目については健康診断を受けた者については、医師が必要でないとき、当該項目の全部又は一部を省略することができること。

(4) (1)のウ、エ、カからケまで及びサに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要ないとき省略することができること。

(5) (1)のウの聴力検査(定期の健康診断におけるものに限る。)は、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、医師が適当と認める聴力(1,000Hz又は4,000Hzの音に係る聴力を除く。)の検査をもって代えることができること。

(新設)

(新設)

(6) (略)

第8 安全衛生管理体制等

1~4 (略)

別紙1 除染特別地域等の一覧

1	(略)																														
2	汚染状況重点調査地域																														
	・ 指定対象																														
	放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域等																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町村数</th> <th>指定地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県</td> <td>3</td> <td>一関市、奥州市及び平泉町の全域</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>7</td> <td>白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町の全域</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>31</td> <td>福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>19</td> <td>日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>7</td> <td>鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域</td> </tr> <tr> <td>群馬県</td> <td>8</td> <td>桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>2</td> <td>三郷市及び吉川市の全域</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>9</td> <td>松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>86</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市町村数	指定地域	岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域	宮城県	7	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町の全域	福島県	31	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域	茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域	栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域	群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域	埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域	千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域	計	86	
	市町村数	指定地域																													
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域																													
宮城県	7	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町の全域																													
福島県	31	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域																													
茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域																													
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域																													
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域																													
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域																													
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域																													
計	86																														
※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（令和3年12月）																															
別紙2・3 (略)																															
別紙4 内部被ばくスクリーニング検査の方法																															
1・2 (略)																															
3 スクリーニング検査の実施方法																															

1	(略)																														
2	汚染状況重点調査地域																														
	・ 指定対象																														
	放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域等																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町村数</th> <th>指定地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県</td> <td>3</td> <td>一関市、奥州市及び平泉町の全域</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>8</td> <td>白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、<u>亶理町</u>及び山元町の全域</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>36</td> <td>福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、<u>大玉村</u>、鏡石町、天栄村、<u>会津坂下町</u>、<u>湯川村</u>、<u>会津美里町</u>、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、<u>鮫川村</u>、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>19</td> <td>日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>7</td> <td>鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域</td> </tr> <tr> <td>群馬県</td> <td>8</td> <td>桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>2</td> <td>三郷市及び吉川市の全域</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>9</td> <td>松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>92</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市町村数	指定地域	岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域	宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、 <u>亶理町</u> 及び山元町の全域	福島県	36	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、 <u>大玉村</u> 、鏡石町、天栄村、 <u>会津坂下町</u> 、 <u>湯川村</u> 、 <u>会津美里町</u> 、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、 <u>鮫川村</u> 、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域	茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域	栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域	群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域	埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域	千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域	計	92	
	市町村数	指定地域																													
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域																													
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、 <u>亶理町</u> 及び山元町の全域																													
福島県	36	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、 <u>大玉村</u> 、鏡石町、天栄村、 <u>会津坂下町</u> 、 <u>湯川村</u> 、 <u>会津美里町</u> 、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、 <u>鮫川村</u> 、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域																													
茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域																													
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域																													
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域																													
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域																													
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域																													
計	92																														
※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（平成30年1月）																															
別紙2・3 (略)																															
別紙4 内部被ばくスクリーニング検査の方法																															
1・2 (略)																															
3 スクリーニング検査の実施方法																															

(1)・(2) (略)

(3) 測定後の措置

ア (略)

イ (1) アの防じんマスクの表面線量率の検査にあたっては、防じんマスクの装着が悪い場合は表面密度が低く出る傾向があるため、同様の作業を行っていた労働者の中で特定の労働者の表面密度が他の労働者と比較して大幅に低い場合は、当該労働者に対し、マスクの装着方法を再指導すること。

別紙5・6 (略)

別紙6-1

1 (略)

2 事故由来廃棄物等を収納した容器の放射能濃度が1万 Bq/kg、50万 Bq/kg 又は200万 Bq/kgを下回っているかどうかの判別方法は、次のとおり。

1) ~ 4) (略)

表1 除去物収納物の種類および測定日に応じた係数X

測定日	係数X				
	V5 容器	土のう袋	フレキシブルコンテナ	200ℓドラム缶	2Lポリビン
令和4年01月以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和4年04月以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和4年07月以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和4年10月以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和5年01月以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和5年04月以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和5年07月以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和5年10月以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和6年01月以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和6年04月以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和6年07月以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和6年10月以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05

(1)・(2) (略)

(3) 測定後の措置

ア (略)

イ (1) イの防じんマスクの表面線量率の検査にあたっては、防じんマスクの装着が悪い場合は表面密度が低くでる傾向があるため、同様の作業を行っていた労働者の中で特定の労働者の表面密度が他の労働者と比較して大幅に低い場合は、当該労働者に対し、マスクの装着方法を再指導すること。

別紙5・6 (略)

別紙6-1

1 (略)

2 事故由来廃棄物等を収納した容器の放射能濃度が1万 Bq/kg、50万 Bq/kg 又は200万 Bq/kgを下回っているかどうかの判別方法は、次のとおり。

1) ~ 4) (略)

表1 除去物収納物の種類および測定日に応じた係数X

測定日	係数X				
	V5 容器	土のう袋	フレキシブルコンテナ	200ℓドラム缶	2Lポリビン
平成30年01月以内	4.4E+04	9.9E+05	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成30年04月以内	4.4E+04	1.0E+06	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成30年07月以内	4.5E+04	1.0E+06	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成30年10月以内	4.5E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成31年01月以内	4.5E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成31年04月以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成31年07月以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成31年10月以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.3E+05
平成32年01月以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.3E+05
平成32年04月以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05
平成32年07月以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05
平成32年10月以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05

令和7年 01月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和7年 04月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和7年 07月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和7年 10月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和8年 01月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05

※ (略)

別紙6-2 農地土壌の放射能濃度の簡易測定手順

1 地表面から1mの高さの平均空間線量率から、農地土壌におけるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が1万Bq/kgを下回っていることの判別方法

1) ~ 3) (略)

(例)「その他の地域」の「田(黒ボク土)」で平均空間線量率0.2μSv/hの場合の放射性セシウム濃度(推定式Dを使用)(※2)

$$0.2 \times 9,950 - 261 = 1,729 \text{Bq/kg} \quad (\text{推定値})$$

(表1) 推定式の選択表(※3)

地域	農地の種類	土の種類	推定式	係数X	係数Y
避難指 示区域	未除染農地		A	8,370	477
	除染農地 (※4)	はぎ取り	B	7,980	562
		深耕	C	10,730	717
その他 の地域	田	黒ボク土	D	9,950	261
		非黒ボク土	E	7,350	93
	畑	黒ボク土	F	5,000	76
		非黒ボク土	G	5,880	125
	樹園地・牧草地		H	5,070	42

※1 農地の土壌が黒ボク土かどうかは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)のウェブサイト「日本土壌インベントリ」中の土壌図で確認できる。【URL:<https://soil-inventory.rad.naro.go.jp/>】

※2 (略)

※3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門作成(令和3年1月)

平成33年 01月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年 04月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年 07月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年 10月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成34年 01月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05

※ (略)

別紙6-2 農地土壌の放射能濃度の簡易測定手順

1 地表面から1mの高さの平均空間線量率から、農地土壌におけるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が1万Bq/kgを下回っていることの判別方法

1) ~ 3) (略)

(例)「その他の地域」の「田(黒ボク土)」で平均空間線量率0.2μSv/hの場合の放射性セシウム濃度(推定式Cを使用)(※2)

$$0.2 \times 7,800 - 321 = 1,239 \text{Bq/kg} \quad (\text{推定値})$$

(表1) 推定式の選択表(※3)

地域	農地の種類	土の種類	推定式	係数X	係数Y
避難指 示区域	未除染農地		A	5,370	0
	除染農地(※4)		B	4,080	0
その他 の地域	田	黒ボク土	C	7,800	321
		非黒ボク土	D	6,410	186
	畑	黒ボク土	E	5,830	184
		非黒ボク土	F	5,720	183
	樹園地・牧草地		G	3,490	0

※1 農地の土壌が黒ボク土かどうかは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センターのウェブサイト「日本土壌インベントリ」中の土壌図で確認できる。【URL:<http://soil-inventory.dc.affrc.go.jp/>】

※2 (略)

※3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター作成(平成30年1月)

※4 (略)

(表2) 避難指示区域の未除染農地における放射性セシウム濃度と平均空間線量率の早見表

平均空間線量率 (μSv/h)	Cs濃度 (Bq/kg)	平均空間線量率 (μSv/h)	Cs濃度 (Bq/kg)	平均空間線量率 (μSv/h)	Cs濃度 (Bq/kg)
0.1	360	1.1	8,730	2.1	17,100
0.2	1,197	1.2	9,567	2.2	17,937
0.3	2,034	1.3	10,404	2.3	18,774
0.4	2,871	1.4	11,241	2.4	19,611
0.5	3,708	1.5	12,078	2.5	20,448
0.6	4,545	1.6	12,915	2.6	21,285
0.7	5,382	1.7	13,752	2.7	22,122
0.8	6,219	1.8	14,589	2.8	22,959
0.9	7,056	1.9	15,426	2.9	23,796
1.0	7,893	2.0	16,263	3.0	24,633

※ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門作成 (令和3年1月)

別紙6-3 森林土壌等の放射能濃度の簡易測定手順

1 地表面から1mの高さの平均空間線量率から、森林の落葉層及び土壌(以下「森林土壌等」という。)におけるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が1万Bq/kgを下回っていることの判別方法

1) (略)

2) 測定された値A(μSv/h)を代入して森林土壌等(15cm深)における放射性セシウム濃度を推定する。

$$A(\mu\text{Sv/h}) \times 8,780 - 950 = \text{Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度の合計 (Bq/kg)}$$

(※1, 2)

(例) 平均空間線量率 1.0 μSv/h における放射性

※4 (略)

(表2) 避難指示区域の未除染農地における放射性セシウム濃度と平均空間線量率の早見表

平均空間線量率 (μSv/h)	Cs濃度 (Bq/kg)	平均空間線量率 (μSv/h)	Cs濃度 (Bq/kg)	平均空間線量率 (μSv/h)	Cs濃度 (Bq/kg)
0.1	537	1.1	5,907	2.1	11,277
0.2	1,074	1.2	6,444	2.2	11,814
0.3	1,611	1.3	6,981	2.3	12,351
0.4	2,148	1.4	7,518	2.4	12,888
0.5	2,685	1.5	8,055	2.5	13,425
0.6	3,222	1.6	8,592	2.6	13,962
0.7	3,759	1.7	9,129	2.7	14,499
0.8	4,296	1.8	9,666	2.8	15,036
0.9	4,833	1.9	10,203	2.9	15,573
1.0	5,370	2.0	10,740	3.0	16,110

※ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター作成 (平成30年1月)

別紙6-3 森林土壌等の放射能濃度の簡易測定手順

1 地表面から1mの高さの平均空間線量率から、森林の落葉層及び土壌(以下「森林土壌等」という。)におけるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が1万Bq/kgを下回っていることの判別方法

1) (略)

2) 測定された値A(μSv/h)を代入して森林土壌等(15cm深)における放射性セシウム濃度を推定する。

$$A(\mu\text{Sv/h}) \times 10,580 - 590 = \text{Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度の合計 (Bq/kg)}$$

(※1, 2)

(例) 平均空間線量率 1.0 μSv/h における放射性

セシウム濃度

$$1.0 \mu\text{Sv/h} \times \underline{8,780} - \underline{950} = \underline{9,730} \text{ Bq/kg}$$

(推定値)

早見表 (※3)

平均空 間線量 率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	平均空 間線量 率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	平均空 間線量 率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)
0.1	<u>1,828</u>	1.1	<u>10,608</u>	2.1	<u>19,388</u>
0.2	<u>2,706</u>	1.2	<u>11,486</u>	2.2	<u>20,266</u>
0.3	<u>3,584</u>	1.3	<u>12,364</u>	2.3	<u>21,144</u>
0.4	<u>4,462</u>	1.4	<u>13,242</u>	2.4	<u>22,022</u>
0.5	<u>5,340</u>	1.5	<u>14,120</u>	2.5	<u>22,900</u>
0.6	<u>6,218</u>	1.6	<u>14,998</u>		
0.7	<u>7,096</u>	1.7	<u>15,876</u>		
0.8	<u>7,974</u>	1.8	<u>16,754</u>		
0.9	<u>8,852</u>	1.9	<u>17,632</u>		
1.0	<u>9,730</u>	2.0	<u>18,510</u>		

※1・2 (略)

※3 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所の協力を得て林野庁林政部経営課林業労働・経営対策室作成 (令和4年1月)

別紙7・8 (略)

セシウム濃度

$$1.0 \mu\text{Sv/h} \times \underline{10,580} - \underline{590} = \underline{9,990} \text{ Bq/kg}$$

(推定値)

早見表 (※3)

平均空 間線量 率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	平均空 間線量 率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	平均空 間線量 率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)
0.1	<u>468</u>	1.1	<u>11,048</u>	2.1	<u>21,628</u>
0.2	<u>1,526</u>	1.2	<u>12,106</u>	2.2	<u>22,686</u>
0.3	<u>2,584</u>	1.3	<u>13,164</u>	2.3	<u>23,744</u>
0.4	<u>3,642</u>	1.4	<u>14,222</u>	2.4	<u>24,802</u>
0.5	<u>4,700</u>	1.5	<u>15,280</u>	2.5	<u>25,860</u>
0.6	<u>5,758</u>	1.6	<u>16,338</u>		
0.7	<u>6,816</u>	1.7	<u>17,396</u>		
0.8	<u>7,874</u>	1.8	<u>18,454</u>		
0.9	<u>8,932</u>	1.9	<u>19,512</u>		
1.0	<u>9,990</u>	2.0	<u>20,570</u>		

※1・2 (略)

※3 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所の協力を得て林野庁林政部経営課林業労働対策室作成 (平成30年1月)

別紙7・8 (略)

特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>第1 趣旨</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により平均空間線量率が2.5 μSv/h を超える場所で除染等業務以外の業務に従事する労働者の放射線による健康障害を防止するため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。)に特定線量下業務に係る内容を規定するとともに、本ガイドラインを定めるものである。</p> <p>このガイドラインは、除染電離則と相まって、復旧・復興作業における放射線障害防止のより一層的確な推進を図るため、除染電離則に規定された事項のほか、事業者が実施する事項及び従来の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。</p> <p>なお、このガイドラインは、労働者の放射線障害防止を目的とするものであるが、同時に、自営業、個人事業者、ボランティア等に対しても活用できることを意図している。</p> <p>事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した放射線障害防止対策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第2 適用等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第3 被ばく線量管理の対象及び方法</p> <p>1 基本原則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定線量下業務を実施する際には、特定線</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された除染等業務に従事する労働者の放射線による健康障害を防止するため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。)の施行とともに、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日付け基発第1222第6号。以下「除染等業務ガイドライン」という。)を定めるものである。</p> <p>このガイドラインは、除染電離則と相まって、復旧・復興作業における放射線障害防止のより一層的確な推進を図るため、除染電離則に規定された事項のほか、事業者が実施する事項及び従来の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。</p> <p>なお、このガイドラインは、労働者の放射線障害防止を目的とするものであるが、同時に、自営業、個人事業者、ボランティア等に対しても活用できることを意図している。</p> <p>事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した放射線障害防止対策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第2 適用等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第3 被ばく線量管理の対象及び方法</p> <p>1 基本原則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定線量下業務を実施する際には、特定線</p>

量下業務従事者の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努めること。

ア (略)

イ (2)については、ICRP で定める正当化の原則から、一定以上の被ばくが見込まれる作業については、被ばくによるデメリットを上回る公益性や必要性が求められることに基づき、特定線量業務従事者の被ばく低減を優先して、作業を実施する前にあらかじめ、除染等の措置を実施するよう努力する必要があること。

ウ 製造業、商業等の事業を行う事業者は、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率(2.5 μ Sv/h以下)のもとで作業に就かせることが求められること。

なお、原子力災害対策本部が製造業等の再開を管理する平均空間線量率が3.8 μ Sv/h以下の地域では、屋内の空間線量率は建物の遮へい効果によりその約4割の約1.5 μ Sv/h以下であると想定されることから、作業開始前に除染等の措置を適切に実施すれば、製造業等の屋内作業が特定線量下業務に該当することはないと見込まれること。

2～4 (略)

第4 被ばく低減のための措置

1・2 (略)

第5 労働者に対する教育

1・2 (略)

量下業務従事者の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努めること。

ア (略)

イ (2)については、ICRP で定める正当化の原則(以下「正当化原則」という。)から、一定以上の被ばくが見込まれる作業については、被ばくによるデメリットを上回る公益性や必要性が求められることに基づき、特定線量業務従事者の被ばく低減を優先して、作業を実施する前にあらかじめ、除染等の措置を実施するよう努力する必要があること。

ウ 正当化原則に照らし、製造業、商業等の事業を行う事業者は、労働時間が長いことに伴って被ばく線量が高くなる傾向があること、必ずしも緊急性が高いとはいえないことも踏まえ、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率(2.5 μ Sv/h以下)のもとで作業に就かせることが求められること。

なお、原子力災害対策本部が製造業等の再開を管理する平均空間線量率が3.8 μ Sv/h以下の地域では、屋内の空間線量率は建物の遮へい効果によりその約4割の約1.5 μ Sv/h以下であると想定されることから、作業開始前に除染等の措置を適切に実施すれば、製造業等の屋内作業が特定線量下業務に該当することはないと見込まれること。

2～4 (略)

第4 被ばく低減のための措置

1・2 (略)

第5 労働者に対する教育

1・2 (略)

第6 健康管理のための措置

1 健康診断

- (6) 特定線量事業者（派遣労働者に対する健康診断にあつては、派遣元事業者。以下同じ。）は、常時使用する特定線量下業務従事者に対し、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行うこと。

ア～ウ （略）

エ 胸部エックス線検査及び喀痰検査（雇入れ時については、胸部エックス線検査を行えば足りる。）

オ～サ （略）

- (2) (1)の健康診断（定期のものに限る）は、ウ、エ、カからケ及びサに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略することができること。

（削る）

- (3) (1)のウの聴力検査（定期の健康診断におけるものに限る。）は、45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、医師が適当と認める聴力（1,000Hz又は4,000Hzの音に係る聴力を除く。）の検査をもって代えることができること。

(4) （略）

2 （略）

第7 安全衛生管理体制等

1 （略）

2 事業者における安全衛生管理体制

- (1) 特定線量事業者は、事業場の規模に応じ、衛生管理者又は安全衛生推進者（労働安全衛

第6 健康管理のための措置

1 健康診断

- (1) 特定線量事業者（派遣労働者に対する健康診断にあつては、派遣元事業者。以下同じ。）は、常時使用する特定線量下業務従事者に対し、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行うこと。

ア～ウ （略）

エ 胸部エックス線検査及び喀痰検査

オ～サ （略）

- (2) (1)の健康診断（定期のものに限る）は、前回の健康診断においてカからケ及びサに掲げる項目については健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略することができること。

- (3) (1)のウ、エ、カからケまで及びサに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要ないと認めるときは省略することができること。

- (4) (1)のウの聴力検査（定期の健康診断におけるものに限る。）は、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、医師が適当と認める聴力（1,000Hz又は4,000Hzの音に係る聴力を除く。）の検査をもって代えることができること。

(5) （略）

2 （略）

第7 安全衛生管理体制等

1 （略）

2 事業者における安全衛生管理体制

- (1) 特定線量事業者は、事業場の規模に応じ、衛生管理者又は安全衛生推進者を選任し、線

生法第 11 条第 1 項の政令で定める業種以外の業種の事業場においては衛生推進者。以下同じ。)を選任し、線量の測定及び結果の記録等の措置に関する技術的事項を管理させること。

なお、労働者数が 10 人未満の事業場にあっても、安全衛生推進者の選任が望ましいこと。

(2) (略)

3 (略)

別紙 1 除染特別地域等の一覧

1 (略)

2 汚染状況重点調査地域

・ 指定対象

放射線量が 0.23 μ Sv/h 以上の地域等

	市町村数	指定地域
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県	7	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町の全域
福島県	31	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域

量の測定及び結果の記録等の措置に関する技術的事項を管理させること。

なお、労働者数が 10 人未満の事業場にあっても、安全衛生推進者の選任が望ましいこと。

(2) (略)

3 (略)

別紙 1 除染特別地域等の一覧

1 (略)

2 汚染状況重点調査地域

・ 指定対象

放射線量が 0.23 μ Sv/h 以上の地域等

	市町村数	指定地域
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町及び山元町の全域
福島県	36	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域

千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域
計	86	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（令和3年12月）

別紙2 平均空間線量率の測定・評価の方法

- 1 (略)
- 2 基本的考え方
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 作業開始前の測定は、原子力規制委員会が公表している放射線モニタリング情報等から、作業の対象となる場所での平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を明らかに下回り、特定線量下業務に該当しないことを明確に判断できる場合にまで、測定を求める趣旨ではないこと。
- 3 (略)

別紙3 (略)

千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域
計	92	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（平成30年1月）

別紙2 平均空間線量率の測定・評価の方法

- 1 (略)
- 2 基本的考え方
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 作業開始前の測定は、原子力規制委員会が公表している内容等から、作業の対象となる場所での平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を明らかに下回り、特定線量下業務に該当しないことを明確に判断できる場合にまで、測定を求める趣旨ではないこと。
- 3 (略)

別紙3 (略)

事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のための
ガイドライン新旧対照表

新	旧
第1 (略)	第1 (略)
第2 適用等	第2 適用等
<u>1・2</u> (略)	<u>1・2</u> (略)
第3 管理区域の設定及び被ばく線量管理の方法	第3 管理区域の設定及び被ばく線量管理の方法
<u>1・2</u> (略)	<u>1・2</u> (略)
<u>3</u> 線量の測定	<u>3</u> 線量の測定
(1) (略)	(1) (略)
(2) 外部被ばくによる線量の測定は次に掲げるところにより実施すること。	(2) 外部被ばくによる線量の測定は次に掲げるところにより実施すること。
ア (略)	ア (略)
イ (略)	イ (略)
<u>ウ アの①の測定器によって測定した1センチメートル線量当量又はイの①の測定器によって測定した1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を確認することによって、3ミリメートル線量当量が眼の水晶体の等価線量限度を超えないように管理することができない場合には、3ミリメートル線量当量を測定する必要があること。</u>	(新設)
<u>エ</u> (略)	<u>ウ</u> (略)
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
<u>4</u> 被ばく線量限度	<u>4</u> 被ばく線量限度
(1) (略)	(1) (略)
(2) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務従事者の受ける等価線量が、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める値を超えないこと。	(2) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務従事者の受ける等価線量が、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める値を超えないこと。
ア 眼の水晶体： <u>5年間につき100mSv、かつ、1年間に50mSv</u>	ア 眼の水晶体： <u>1年間につき150mSv</u>
イ (略)	イ (略)
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
<u>5</u> 線量の測定結果の記録等	<u>5</u> 線量の測定結果の記録等

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 処分事業者は、4の測定の結果に基づき、次に掲げる労働者の被ばく線量を測定告示第3条で定める方法により算定し、これを記録し、これを30年間保存すること。ただし、当該記録を5年間保存した後において厚生労働大臣が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）に引き渡すときはこの限りでないこと。この場合、記録の様式の例として、様式1があること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 人体の組織別の等価線量の3月ごと及び1年ごとの合計（<u>眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計</u>）</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 処分事業者は、4の測定の結果に基づき、次に掲げる労働者の被ばく線量を測定告示第3条で定める方法により算定し、これを記録し、これを30年間保存すること。ただし、当該記録を5年間保存した後において厚生労働大臣が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）に引き渡すときはこの限りでないこと。この場合、記録の様式の例として、様式1があること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 人体の組織別の等価線量の3月ごと及び1年ごとの合計</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>第4 施設等における線量の限度</p> <p><u>1～4</u> (略)</p>	<p>第4 施設等における線量の限度</p> <p><u>1～4</u> (略)</p>
<p>第5 事故由来廃棄物等の処分のための施設が満たすべき要件</p> <p><u>1～8</u> (略)</p>	<p>第5 事故由来廃棄物等の処分のための施設が満たすべき要件</p> <p><u>1～8</u> (略)</p>
<p>第6 汚染の防止のための措置</p> <p><u>1～5</u> (略)</p>	<p>第6 汚染の防止のための措置</p> <p><u>1～5</u> (略)</p>
<p>第7 作業の管理等</p> <p><u>1</u> 事故由来廃棄物等処分業務における作業規程</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処分事業者は、作業規程については、以下の事項に留意すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (1)ウには、管理区域への立入り及び退去の手順、密封されていない事故由来廃棄物等の取扱いの方法及び<u>順序</u>、事故由来廃棄物等の選別、破碎、圧縮又は濃縮等、貯蔵、焼却、埋立ての方法及び順序、事故由来廃棄物等により汚染された設備の保守点検作業等の方</p>	<p>第7 作業の管理等</p> <p><u>1</u> 事故由来廃棄物等処分業務における作業規程</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処分事業者は、作業規程については、以下の事項に留意すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (1)ウには、管理区域への立入り及び退去の手順、密封されていない事故由来廃棄物等の取扱いの方法及び<u>手順</u>、事故由来廃棄物等の選別、破碎、圧縮又は濃縮等、貯蔵、焼却、埋立ての方法及び順序、事故由来廃棄物等により汚染された設備の保守点検作業等の方</p>

法及び順序、身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法、保護具の性能及び使用方法、遮蔽体の設置、遠隔操作の採用等の被ばく防止の方法、被ばく限度及び被ばく線量測定の方法、被ばく線量測定の結果の確認及び記録等の方法が含まれること。

エ～カ (略)

2～5 (略)

第8 労働者教育

1・2 (略)

第9 健康管理のための措置

1 特殊健康診断

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ時又は当該業務に配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行うこと。

なお、6月未満の期間の定めのある労働契約又は派遣契約を締結した労働者又は派遣労働者に対しても、被ばく歴の有無、健康状態の把握の必要があることから、雇入れ時等に健康診断を実施すること。

(2)～(5) (略)

2 一般健康診断

(1)・(2) (略)

- (3) (1)の健康診断(雇入れ時のものを除く。)は、(1)のウ、エ、カからケまで及びサに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができること。

(4)・(5) (略)

3～4 (略)

第10 安全衛生管理体制等

1～4 (略)

法及び順序、身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法、保護具の性能及び使用方法、遮蔽体の設置、遠隔操作の採用等の被ばく防止の方法、被ばく限度及び被ばく線量測定の方法、被ばく線量測定の結果の確認及び記録等の方法が含まれること。

エ～カ (略)

2～5 (略)

第8 労働者教育

1・2 (略)

第9 健康管理のための措置

1 特殊健康診断

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ時又は当該業務に配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行うこと。

なお、6月未満の期間の定めのある労働契約又は派遣契約を締結した労働者又は派遣労働者に対しても、被ばく歴の有無、健康状態の把握の必要があることから、雇入れ時に健康診断を実施すること。

(2)～(5) (略)

2 一般健康診断

(1)・(2) (略)

- (3) (1)のウ、エ、カからケまで及びサに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができること。

(4)・(5) (略)

3～4 (略)

第10 安全衛生管理体制等

1～4 (略)

第 11 除染特別地域等における特例

- 1 (略)
- 2 除染特別地域等に設置された処分事業場で除去土壌の埋立てを行う場合の特例
- (1)・(2) (略)
- (3) 処分事業者は、2の特例により業務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア～オ (略)

別紙 1 (略)

別紙 1-1

- 1 (略)
- 2 事故由来廃棄物等を収納した容器の放射能濃度が1万 Bq/kg、50万 Bq/kg 又は 200万 Bq/kg を下回っているかどうかの判別方法は、次のとおり。
- 1) ~ 4) (略)

表 1 除去物収納物の種類および測定日に応じた係数 X

測定日	係数 X				
	V5 容器	土のう袋	フレキシブルコンテナ	200ℓ ドラム缶	2L ポリビン
令和 4 年 01 月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 4 年 04 月 以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 4 年 07 月 以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 4 年 10 月 以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 5 年 01 月 以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 5 年 04 月 以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 5 年 07 月 以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 5 年 10 月 以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 6 年 01 月 以内	4.9E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 6 年 04 月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 6 年 07 月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和 6 年 10 月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05

第 11 除染特別地域等における特例

- 1 (略)
- 2 除染特別地域等に設置された処分事業場で除去土壌の埋立てを行う場合の特例
- (1)・(2) (略)
- (3) 処分事業者は、特例により業務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア～オ (略)

別紙 1 (略)

別紙 1-1

- 1 (略)
- 2 事故由来廃棄物等を収納した容器の放射能濃度が1万 Bq/kg、50万 Bq/kg 又は 200万 Bq/kg を下回っているかどうかの判別方法は、次のとおり。
- 1) ~ 4) (略)

表 1 除去物収納物の種類および測定日に応じた係数 X

測定日	係数 X				
	V5 容器	土のう袋	フレキシブルコンテナ	200ℓ ドラム缶	2L ポリビン
平成 30 年 01 月 以内	4.4E+04	9.9E+05	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成 30 年 04 月 以内	4.4E+04	1.0E+06	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成 30 年 07 月 以内	4.5E+04	1.0E+06	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成 30 年 10 月 以内	4.5E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成 31 年 01 月 以内	4.5E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成 31 年 04 月 以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成 31 年 07 月 以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成 31 年 10 月 以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.3E+05
平成 32 年 01 月 以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.3E+05
平成 32 年 04 月 以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05
平成 32 年 07 月 以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05
平成 32 年 10 月 以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05

令和7年 01月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和7年 04月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和7年 07月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和7年 10月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
令和8年 01月 以内	5.0E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05

※ (略)

別紙2 高濃度粉じん作業に該当するかの判断方法

1 目的

高濃度粉じん作業の判断は、事業者が、有効な呼吸用保護具、保護衣等を選定するために、作業中に高濃度粉じんの下限値である 10mg/m³ を超える粉じん濃度が発生しているかどうかを知るためのものであること。

2～4 (略)

別紙3 (略)

別紙4 除染特別地域等の一覧

1 (略)

2 汚染状況重点調査地域

・指定対象

放射線量が 0.23 μ Sv/h 以上の地域等

	市町村数	指定地域
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県	7	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町の全域
福島県	31	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田

平成33年 01月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年 04月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年 07月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年 10月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成34年 01月 以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05

※ (略)

別紙2 高濃度粉じん作業に該当するかの判断方法

1 目的

高濃度粉じん作業の判断は、事業者が、作業中に高濃度粉じんの下限値である 10mg/m³ を超える粉じん濃度が発生しているかどうかを知り、内部被ばくの線量管理のために必要となる測定方法を決定するためのものであること。

2～4 (略)

別紙3 (略)

別紙4 除染特別地域等の一覧

1 (略)

2 汚染状況重点調査地域

・指定対象

放射線量が 0.23 μ Sv/h 以上の地域等

	市町村数	指定地域
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、 <u>亶理町及び山元町の全域</u>
福島県	36	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、 <u>国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域</u>
茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田

		市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域
計	86	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当
参事官室作成（令和3年12月）

		市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域
計	92	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当
参事官室作成（平成30年1月）